

笠間市公共下水道事業及び農業集落排水事業の使用料の改定について

1. 「笠間市公共下水道事業」における下水道使用料の改定の必要性

平成 30 年度公共下水道事業の決算では、収益的収支および資本的収支を合わせて、使用料収入である 579 百万円を大きく上回る 952 百万円を一般会計繰入金により充当しており、本市の財政に大きな負担となっています（表 1 参照）。

表 1 一般会計繰入金(平成 30 年度決算・百万円)

	収益的収支分	資本的収支分	合計	使用料収入
一般会計繰入金	703	249	952	579
うち基準内繰入金	596	62	658	
うち基準外繰入金	107	187	294	

一般会計繰入金については、独立採算制の原則に基づき一般会計で負担すべき経費とされている「基準内繰入金」と、財源不足を補てんする「基準外繰入金」に分かれます。本来、「基準外繰入金」は下水道使用料で賄われるべきものでありますが、現在の本市の公共下水道事業における「基準外繰入金」は 294 百万円と多額であり、下水道使用料で事業をまかないきれいな状況下にあります。

また、公共下水道を使用していない住民に対し、税金の使途に対する不均衡となっています。

本市における下水道事業では、住民の負担軽減を考慮し、事業開始から今日まで料金値上げを行わずに事業運営に取り組んでまいりました。しかしながら、今後の事業継続および本市財政負担の抑制のためには、下水道使用料金の値上げが必要不可欠であると考えられます。

本市の下水道使用料体系は従量制（基本料金＋使用量に応じた追加料金）となっており、下水道事業と農業集落排水事業は、公平な住民サービスの提供の観点から同一の使用料としています。下水道使用料金の値上げに際しては、農業集落排水事業も同額の値上げを想定しています。

この使用料改定の必要性については、令和元年 1 月 1 日の三役部長支所長会議、1 月 25 日の笠間市下水道審議会及び 1 月 31 日の議会全員協議会にて了承済みであり、これを受け令和 2 年 3 月に使用料改定の検討に入る旨の資料について住民回覧や市ホームページ等を通じて住民等に周知し、ご理解をお願いしてまいります。

2. 目標の設定について

一般会計繰入金のうち、総務省が示している基準額以外の繰入金額は 294 百万円に達しており、使用料収入の約 50%を超えております。基準外繰入金は本来公費負担として認められていないもので純粋な赤字補填費用であります。

そこで、使用料改定にあたり現行使用料の 50%を引き上げ幅の目標といたします。

3. 改定幅等の検討範囲について

前述した改定幅の目標では、現行使用料に対し 50%の値上げとしています。

市の財政面を考慮すれば早急な引き上げが理想ですが、一方で、急激な値上げは住民の生活を脅かす要因になりかねません。

そこで住民負担を軽減するために、数年おきに使用料を改定する段階的手法を採用します。

表 2 に改定の頻度と一回の上げ幅を変化させた場合、目標である 50%に達するまでに必要な期間を整理しました。

上げ幅を 5%とすると、住民負担は最も小さくなりますが、改定が 10 回必要となり、使用料値上げの効果が発現するか疑問がのこります。反対に上げ幅を 25%とすると、2 回の改定で目標に達することとなり、市財政に対しては大きな効果が期待できますが、住民負担は大きくなります。

また、改定頻度ですが、使用料改定に必要な検討や条例改正手続きに時間を要することを考慮すると、3 年毎では間隔が短すぎると考えられます。反対に 6 年毎では使用料値上げの効果が発現するまでに時間がかかりすぎることが懸念されます。

そこで、上げ幅に対しては 10~20%、改定頻度は 4 年毎もしくは 5 年毎の各ケースに対し財政シミュレーションによる検討を行うことといたします。

表 2 50%UP に必要な期間

頻度 上げ幅	3 年毎	4 年毎	5 年毎	6 年毎
5% (改定 10 回)	令和 33 年度 (31 年間)	令和 43 年度 (41 年間)	令和 53 年度 (51 年間)	令和 63 年度 (61 年間)
10% (改定 5 回)	令和 15 年度 (13 年間)	令和 19 年度 (17 年間)	令和 23 年度 (21 年間)	令和 27 年度 (25 年間)
15% (改定 4 回)	令和 12 年度 (10 年間)	令和 15 年度 (13 年間)	令和 18 年度 (16 年間)	令和 21 年度 (19 年間)
20% (改定 3 回)	令和 9 年度 (7 年間)	令和 11 年度 (9 年間)	令和 13 年度 (11 年間)	令和 15 年度 (13 年間)
25% (改定 2 回)	令和 6 年度 (4 年間)	令和 7 年度 (5 年間)	令和 8 年度 (6 年間)	令和 9 年度 (7 年間)

※第 1 回使用料改定を令和 3 年度と仮定する。

※網掛け部は財政シミュレーションによる検討範囲を示す。

4. 財政シミュレーションの前提条件

(1) 現行使用料体系

現在の使用料体系は従量制となっており、基本料金と使用量に応じた超過料金の合計により算出されます（表3参照）。検針頻度に合わせて2か月毎の使用料賦課としています。

表3 下水道使用料(令和2年2月現在・税抜)

区分	基本料金(2月につき)		超過料金(1m ³ につき)	
	汚水量	金額	汚水量	金額
一般汚水※1	20m ³ まで	2,800 円	20m ³ を超え 40m ³ まで	140 円
			40m ³ を超え 60m ³ まで	150 円
			60m ³ を超え 200m ³ まで	160 円
			200m ³ を超えるもの	170 円
浴場汚水※2	20m ³ まで	2,800 円	20m ³ を超えるもの	40 円

※1 一般汚水とは、浴場汚水以外の全ての汚水をいいます。

※2 浴場汚水とは、公衆浴場法第2条第1項の規定により茨城県知事の許可を受けた公衆浴場で、物価統制令の適用を受けるものから排除される汚水をいいます。

(2) 4人家族の例

実際には水道メータをもとに汚水量を算定しますが、ここでは1人1ヶ月あたり7m³と仮定します。この水量は井戸水を使用している場合（水道メータで使用量を確認できない場合）の認定水量と同量です。

4人家族なので、2ヶ月の公共下水道使用水量は7m³/人・月×4人×2ヶ月=56m³となります。

この使用水量に対する2ヶ月当たりの使用料は、表4に示すように8,800円/2ヶ月となり、年間で52,800円（=8,800円×6）の支払いとなります。

表4 4人家族の例

汚水量区分	対象水量 (A)	単価 (B)	金額 (A×B)
20m ³ まで	20m ³	基本料金	2,800 円
21~40m ³	20m ³	140 円/m ³	2,800 円
41~56m ³	16m ³	150 円/m ³	2,400 円
小計	—	—	8,000 円
消費税	—	10%	800 円
合計	—	—	8,800 円

(3) 上げ幅の考え方

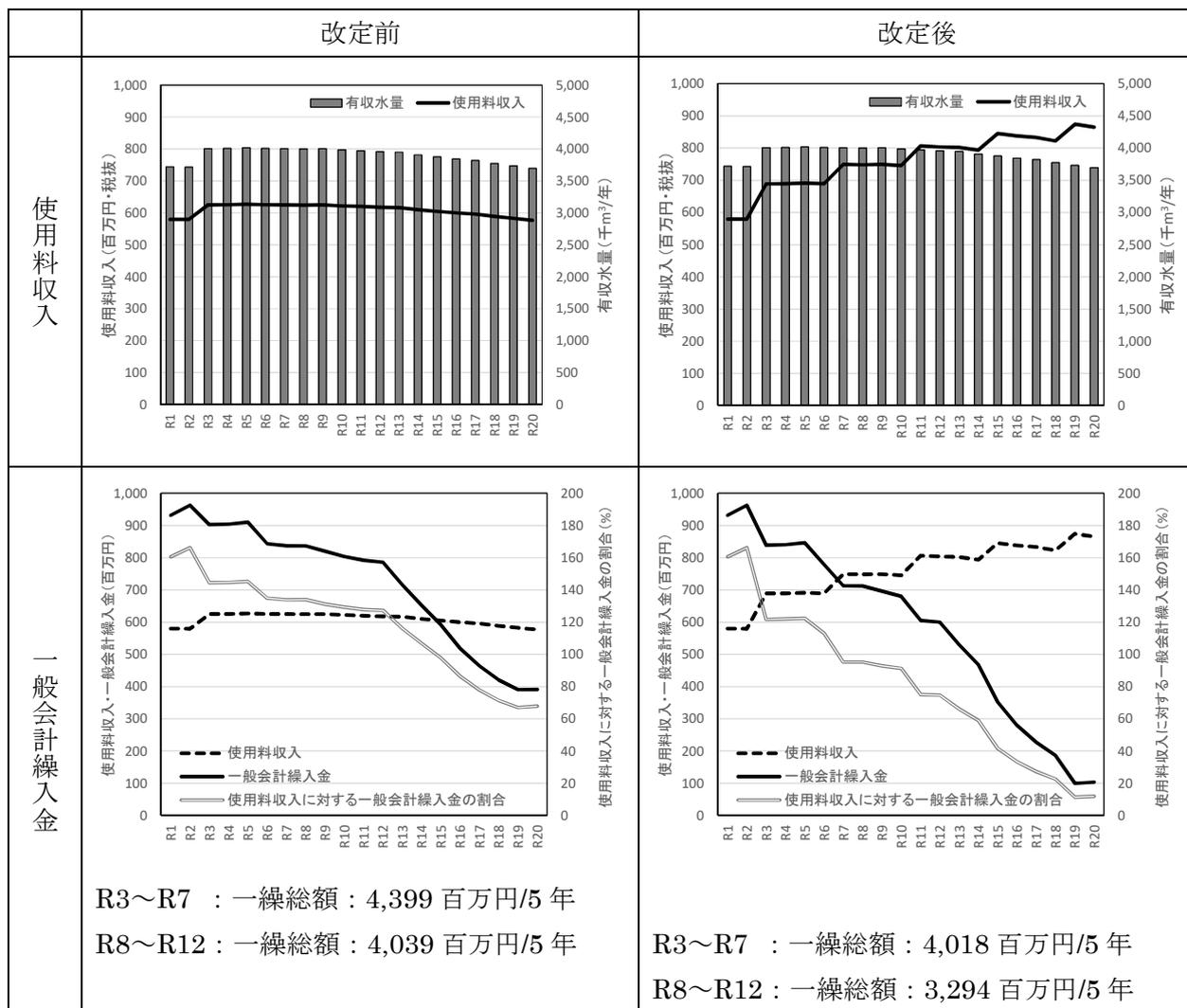
値上げ幅は現行料金に対する割合とし、前回改定後の使用料に対する割合（いわゆる複利方式）ではありません。

5. 財政シミュレーション結果

(1) Case1 : 4年毎、10%アップ

年度	上げ幅		20 m ³ 単価		4人家族の例 (56 m ³ /2ヵ月)			
	現行比	前回比	金額	差分	2ヵ月分		年間	
					金額	差分	金額	差分
R2	0%	0%	2,800 円	—	8,000 円	—	48,000 円	—
R3	10%	10%	3,080 円	280 円	8,800 円	800 円	52,800 円	4,800 円
R7	20%	9.1%	3,360 円	560 円	9,600 円	1,600 円	57,600 円	9,600 円
R11	30%	8.3%	3,640 円	840 円	10,400 円	2,400 円	62,400 円	14,400 円
R15	40%	7.7%	3,920 円	1,120 円	11,200 円	3,200 円	67,200 円	19,200 円
R19	50%	7.1%	4,200 円	1,400 円	12,000 円	4,200 円	72,000 円	24,000 円

※金額は消費税抜き



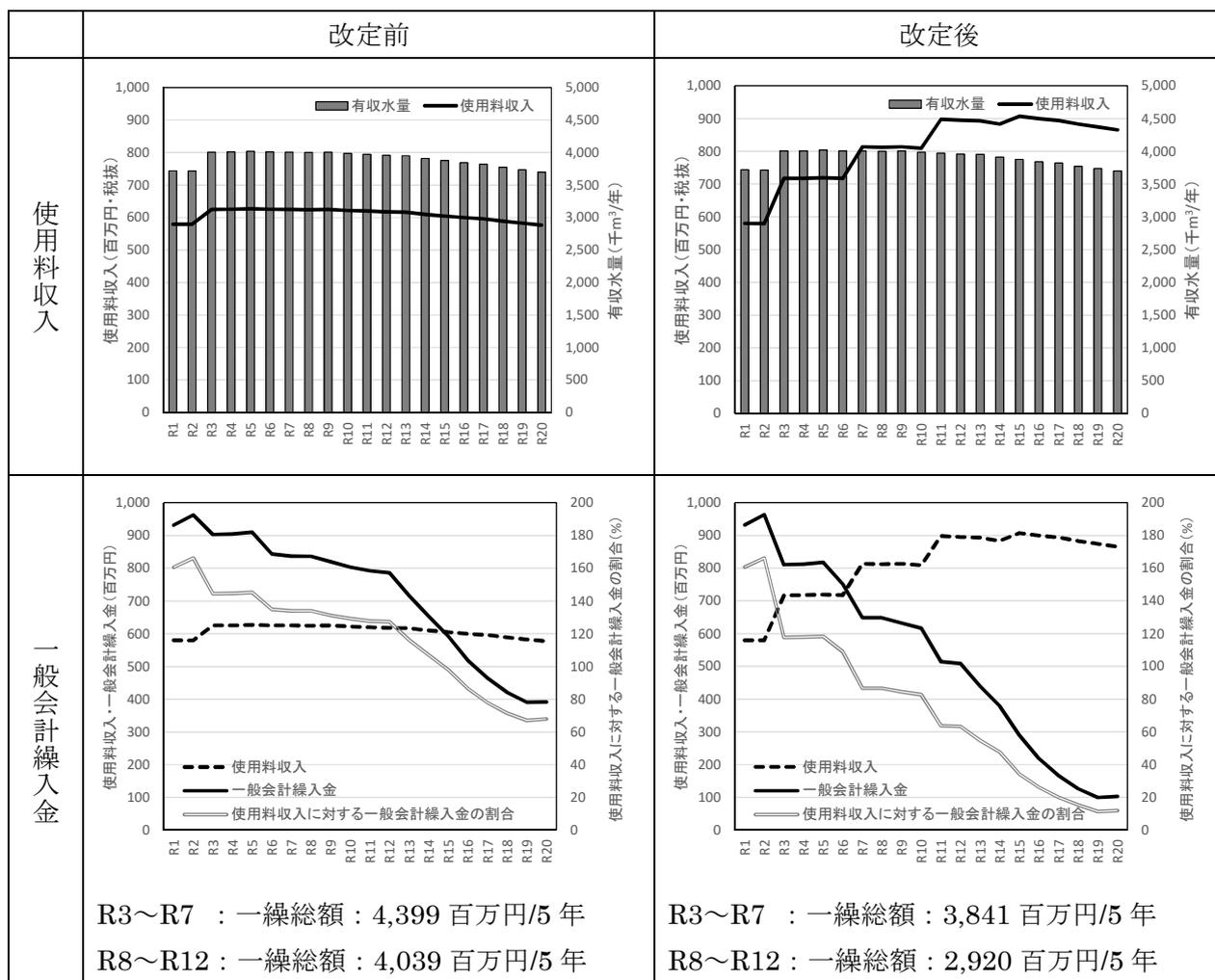
【総評】

- ・令和19年度に目標である対現行比50%アップに到達する。改定回数は5回。
- ・4人家族における一回当たりの上げ幅は2ヵ月あたり800円となる。
- ・一般会計からの支出額では、当初5ヶ年では381百万円、次期5ヶ年では745百万円の削減となる。

(2) Case2 : 4 年毎、15%アップ

年度	上げ幅		20 m ³ 単価		4 人家族の例 (56 m ³ /2 ヶ月)			
	現行比	前回比	金額	差分	2 ヶ月分		年間	
					金額	差分	金額	差分
R2	0%	0%	2,800 円	—	8,000 円	—	48,000 円	—
R3	15%	15%	3,220 円	420 円	9,200 円	1,200 円	55,200 円	7,200 円
R7	30%	13%	3,640 円	840 円	10,400 円	2,400 円	62,400 円	14,400 円
R11	45%	11.5%	4,060 円	1,260 円	11,600 円	3,600 円	69,600 円	21,600 円
R15	50%	3.4%	4,200 円	1,400 円	12,000 円	4,000 円	72,000 円	24,000 円

※金額は消費税抜き



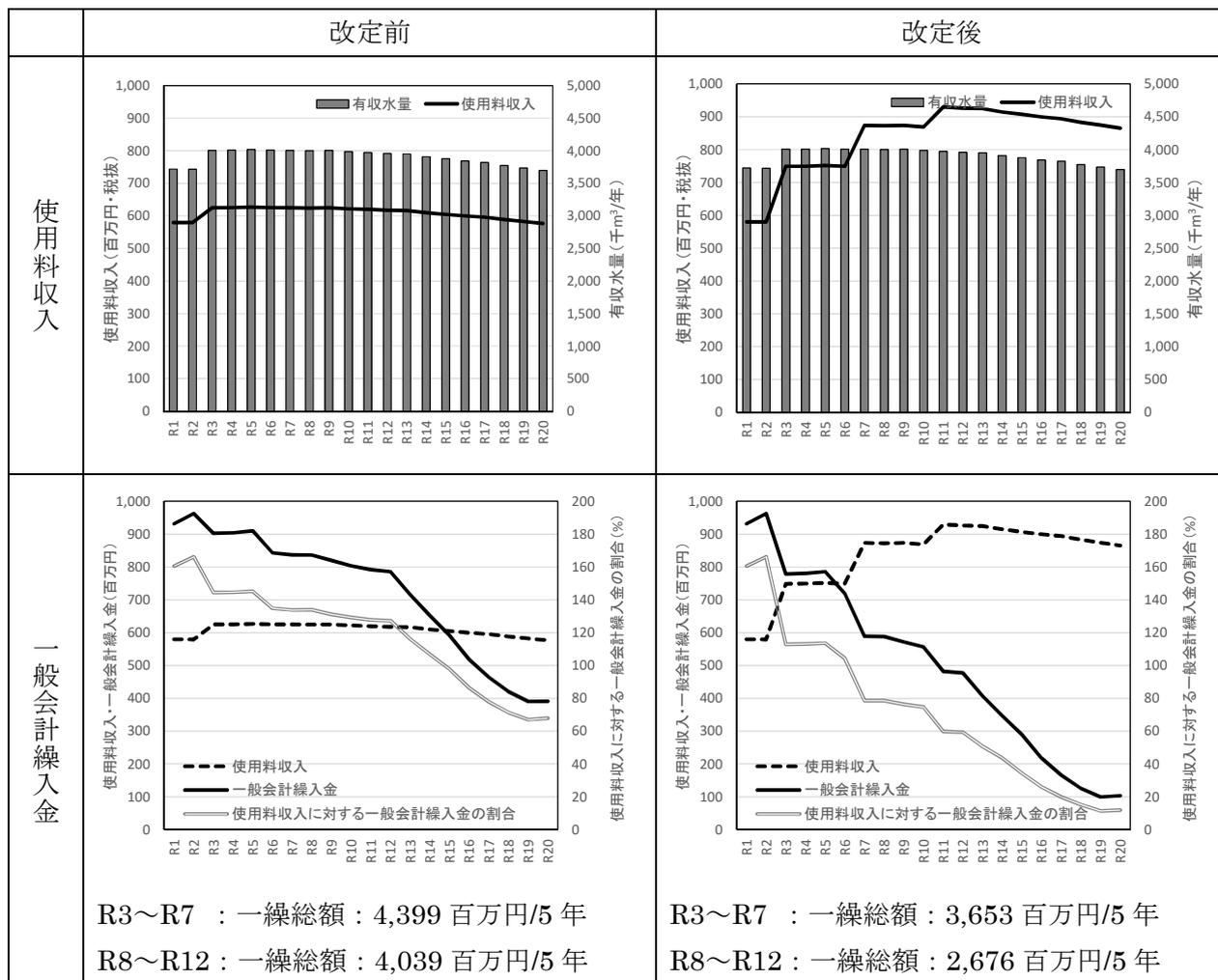
【総評】

- ・令和 15 年度に目標である対現行比 50%アップに到達する。改定回数は 4 回。
- ・4 人家族における一回当たりの上げ幅は 2 ヶ月あたり 1,200 円となる。
- ・一般会計からの支出額では、当初 5 ヶ年では 558 百万円、次期 5 ヶ年では 1,119 百万円の削減となる。

(3) Case3 : 4 年毎、20%アップ

年度	上げ幅		20 m ³ 単価		4 人家族の例 (56 m ³ /2 ヶ月)			
	現行比	前回比	金額	差分	2 ヶ月分		年間	
					金額	差分	金額	差分
R2	0%	0%	2,800 円	—	8,000 円	—	48,000 円	—
R3	20%	20%	3,360 円	560 円	9,600 円	1,600 円	57,600 円	9,600 円
R7	40%	17%	3,920 円	1,120 円	11,200 円	3,200 円	67,200 円	19,200 円
R11	50%	7.1%	4,200 円	1,400 円	12,000 円	4,000 円	72,000 円	24,000 円

※金額は消費税抜き



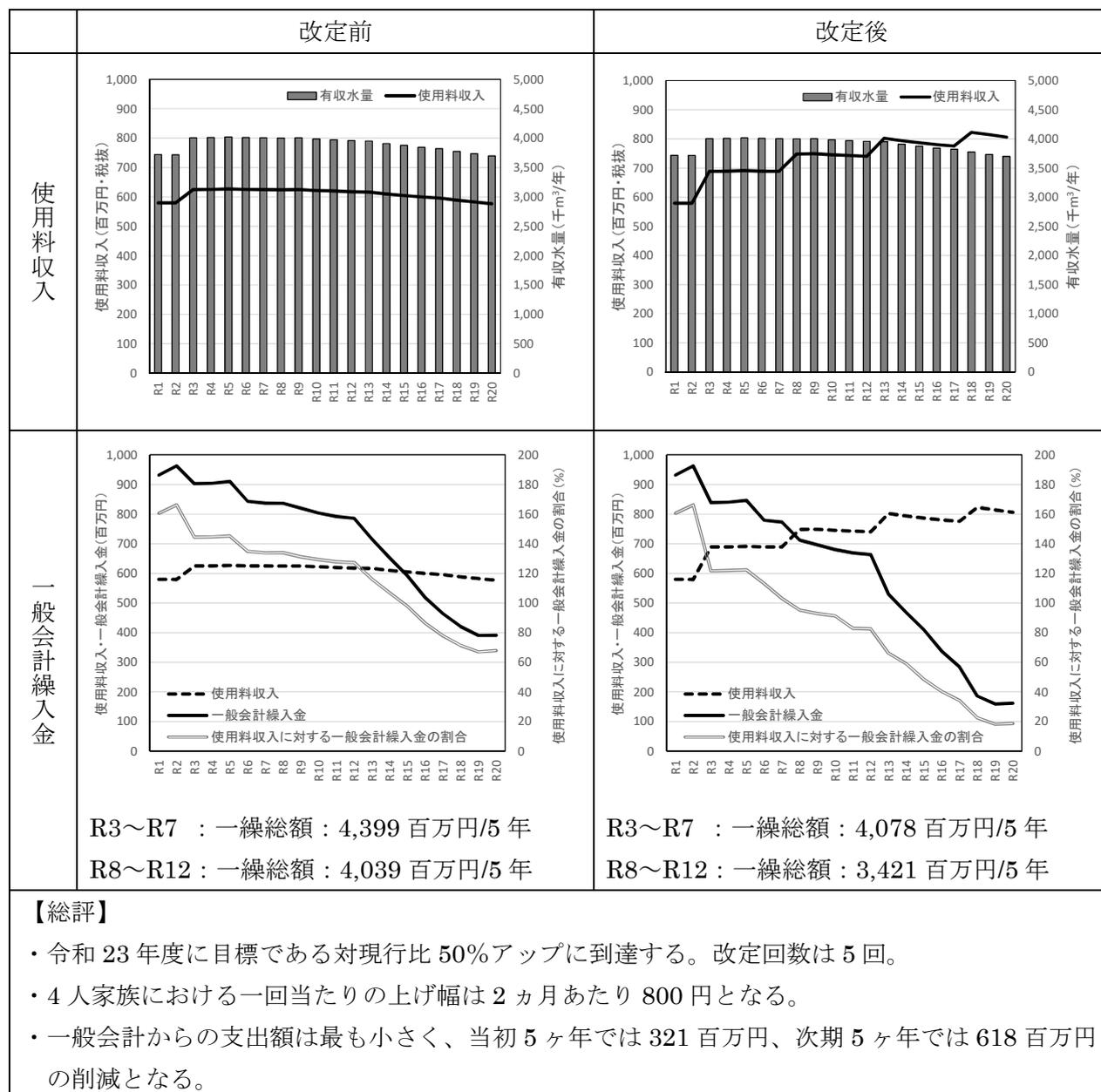
【総評】

- ・令和 11 年度に目標である対現行比 50%アップに到達する。改定回数は 3 回。
- ・4 人家族における一回当たりの上げ幅は 2 ヶ月あたり 1,600 円となる。
- ・一般会計からの支出額を早期に大きく削減可能であり、当初 5 ヶ年では 746 百万円、次期 5 ヶ年では 1,363 百万円の削減となり、最も削減額が大きい。

(4) Case4 : 5 年毎、10%アップ

年度	上げ幅		20 m ³ 単価		4 人家族の例 (56 m ³ /2 ヶ月)			
	現行比	前回比	金額	差分	2 ヶ月分		年間	
					金額	差分	金額	差分
R2	0%	0%	2,800 円	—	8,000 円	—	48,000 円	—
R3	10%	10%	3,080 円	280 円	8,800 円	800 円	52,800 円	4,800 円
R8	20%	9.1%	3,360 円	560 円	9,600 円	1,600 円	57,600 円	9,600 円
R13	30%	8.3%	3,640 円	840 円	10,400 円	2,400 円	62,400 円	14,400 円
R18	40%	7.7%	3,920 円	1,120 円	11,200 円	3,200 円	67,200 円	19,200 円
R23	50%	7.1%	4,200 円	1,400 円	12,000 円	4,000 円	72,000 円	24,000 円

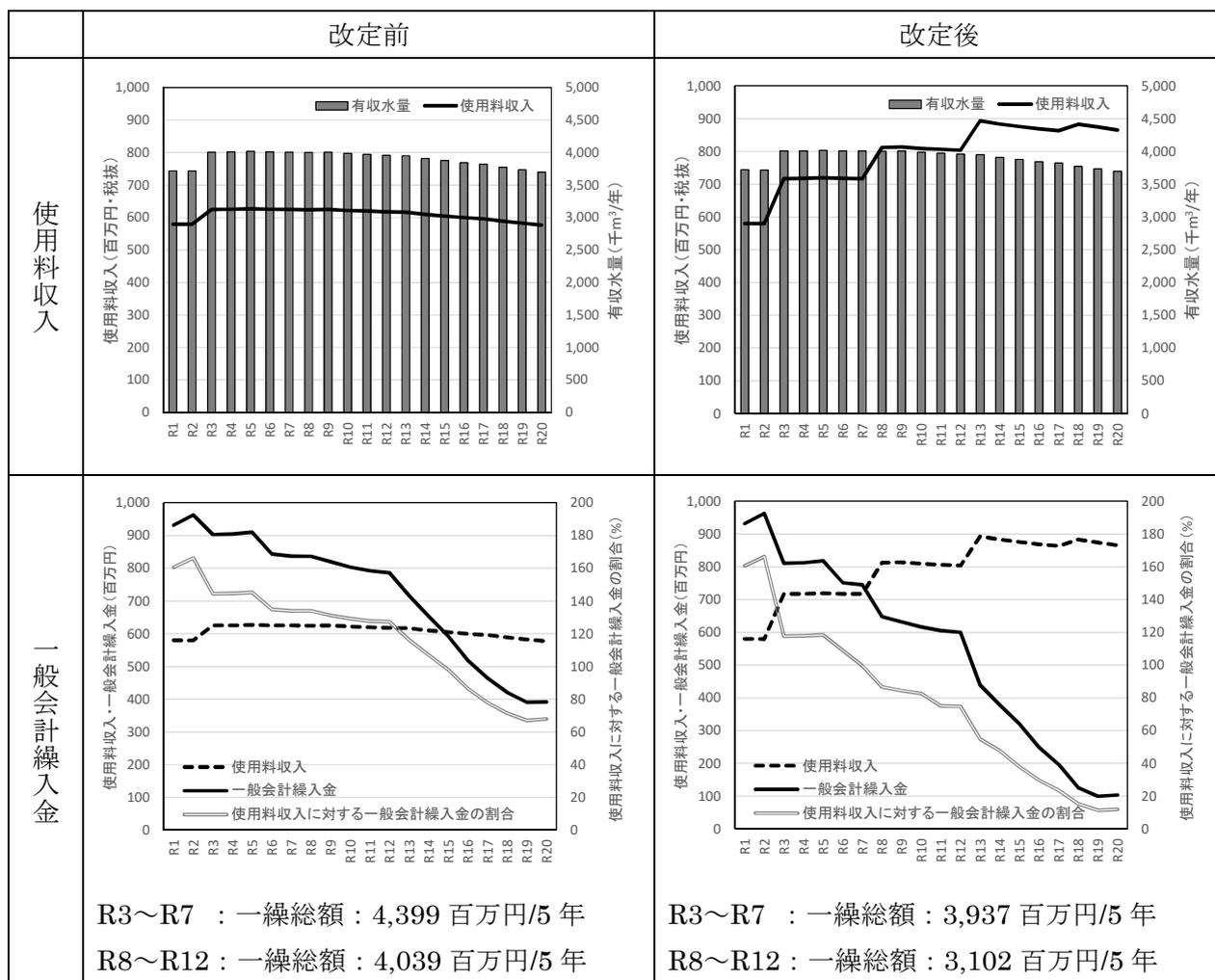
※金額は消費税抜き



(5) Case5 : 5 年毎、15%アップ

年度	上げ幅		20 m ³ 単価		4 人家族の例 (56 m ³ /2 ヶ月)			
	現行比	前回比	金額	差分	2 ヶ月分		年間	
					金額	差分	金額	差分
R2	0%	0%	2,800 円	—	8,000 円	—	48,000 円	—
R3	15%	15%	3,220 円	420 円	9,200 円	1,200 円	55,200 円	7,200 円
R8	30%	13%	3,640 円	840 円	10,400 円	2,400 円	62,400 円	14,400 円
R13	45%	11.5%	4,060 円	1,260 円	11,600 円	3,600 円	69,600 円	21,600 円
R18	50%	3.4%	4,200 円	1,400 円	12,000 円	4,000 円	72,000 円	24,000 円

※金額は消費税抜き



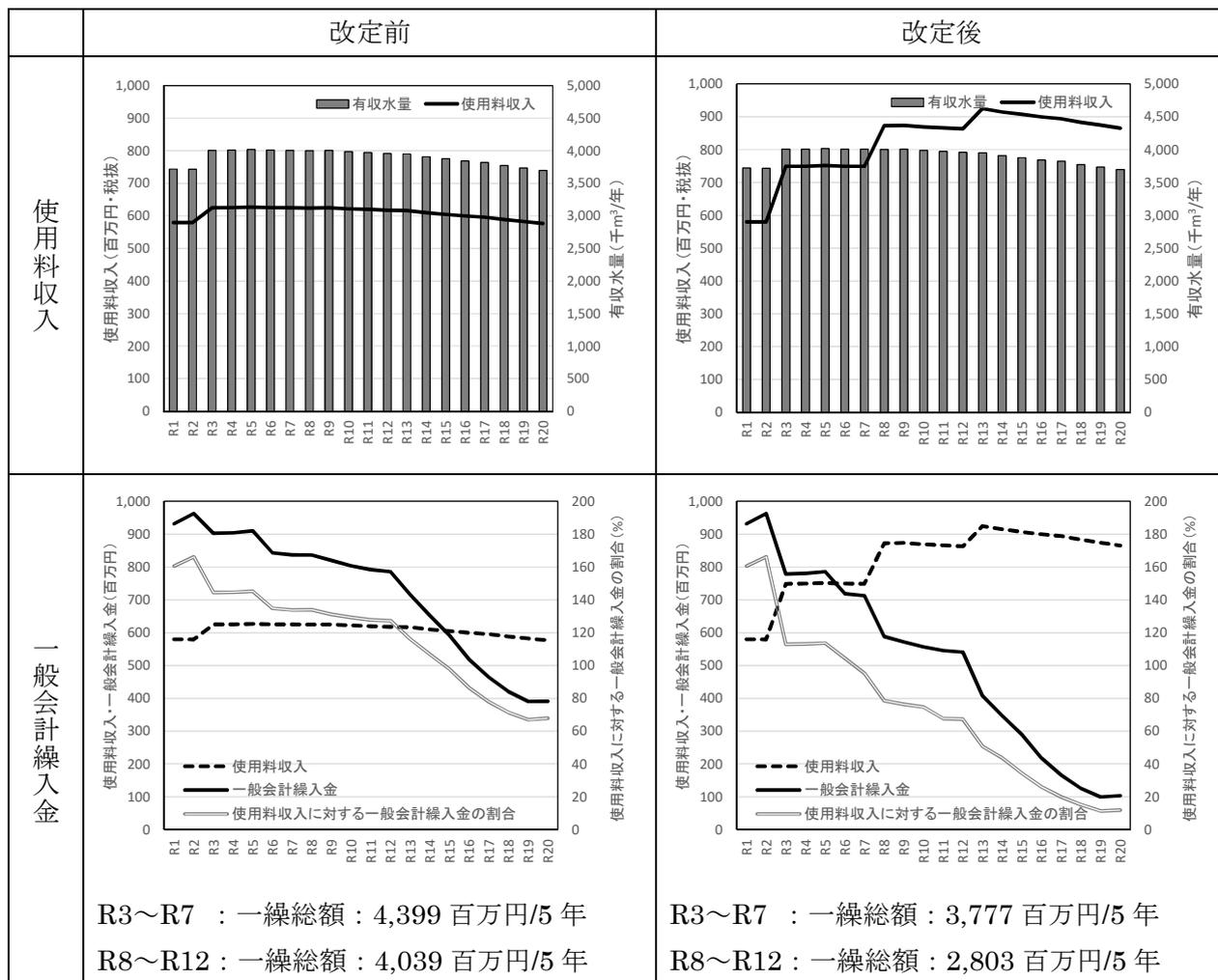
【総評】

- ・令和 18 年度に目標である対現行比 50%アップに到達する。改定回数は 4 回。
- ・4 人家族における一回当たりの上げ幅は 2 ヶ月あたり 1,200 円となる。
- ・一般会計からの支出額は、当初 5 ヶ年では 462 百万円、次期 5 ヶ年では 937 百万円の削減となる。

(6) Case6 : 5 年毎、20%アップ

年度	上げ幅		20 m ³ 単価		4 人家族の例 (56 m ³ /2 ヲ月)			
	現行比	前回比	金額	差分	2 ヲ月分		年間	
					金額	差分	金額	差分
R2	0%	0%	2,800 円	—	8,000 円	—	48,000 円	—
R3	20%	20%	3,360 円	560 円	9,600 円	1,600 円	57,600 円	9,600 円
R8	40%	17%	3,920 円	1,120 円	11,200 円	3,200 円	67,200 円	19,200 円
R13	50%	7.1%	4,200 円	1,400 円	12,000 円	4,000 円	72,000 円	24,000 円

※金額は消費税抜き



【総評】

- ・令和 13 年度に目標である対現行比 50%アップに到達する。改定回数は 3 回。
- ・4 人家族における一回当たりの上げ幅は 2 ヲ月あたり 1,600 円となる。
- ・一般会計からの支出額は、当初 5 ヲ年では 622 百万円、次期 5 ヲ年では 1,236 百万円の削減となり、削減額は 2 番目に大きい。

6. 茨城県内の使用料について

令和2年2月現在の茨城県における下水道使用料単価の平均値は、基本料金として20m³あたり2,757円であり、4人家族を例(56 m³/2ヵ月)とした場合7,998円/2ヵ月となっています。

本市と同様の単独下水処理場を有する地方公共団体のみを集計した場合、基本料金として20m³あたり2,691円であり、4人家族を例とした場合8,086円/2ヵ月であり、本市の現行使用料(基本料金として20m³あたり2,800円、4人家族を例とした場合の8,000円/2ヵ月)は茨城県内で平均的な水準にあるといえます。(表5参照。県内における個別の使用料算定額については別添資料参照)

表5 茨城県内の平均下水道使用料(税抜き)

	基本料金 (20m ³ あたり)	4人家族の例 (56 m ³ /2ヵ月)
茨城県平均(全地方自治体等を対象)	2,757円	7,998円
単独下水処理場を有する地方公共団体のみ	2,691円	8,086円
笠間市現行使用料	2,800円	8,000円

令和3年度の第1回改定の上げ幅を20%とすると、この時点において県内でも高い水準の下水道使用料となります。

ただし、全国的に下水道事業に対する財源不足が問題とされており、総務省からも財政の健全化を要請されている背景から、今後各自治体における下水道事業が本市と同様の料金改定を行う可能性は大きく、近隣と比較して高い下水道使用料となったとしても一時的なものとなる可能性は高いと考えられます。

7. 下水道使用料に関する全国的な動向について

総務省では「公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成26年8月29日付総務省公営企業課長等通知(抄))」において、下水道事業の経営に関して『下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円/20 m³(税抜き)を前提として行われていることに留意すること。』としています。

また、全国的に下水道事業の財政健全化が問題となっており、課題解決としての使用料の値上げが各地方自治体で行われております。これまでの使用料改訂履歴や財政状況が地方自治体によって異なることから、下水道使用料の改定幅もまちまちですが、最近では20%を超える改定幅も珍しくありません。

8. まとめと課題

財政シミュレーションの結果、いずれのケースにおいても将来的に有収水量の減少をカバーできる使用料収入を得られています。また、総務省が最低ラインとして示している 150 円/m³ (20m³ あたり 3,000 円：税込み 3,300 円) に対しては、いずれのケースも超える結果となります。

表 6 各検討ケースの整理

Case	改定スケジュール				4 人家族を例とした値上げ幅 ^{※3} (現行：8,000 円)	市財政への効果（一般会計繰入金削減額）	
	率	頻度	回数 ※1	達成 ※2		当初 5 ヶ年削減額 (R3～R7)	次期 5 ヶ年削減額 (R8～R12)
1	10%	4 年毎	5 回	R19	800 円/2 ヶ月	381 百万円/5 年	745 百万円/5 年
2	15%	4 年毎	4 回	R15	1,200 円/2 ヶ月	558 百万円/5 年	1,119 百万円/5 年
3	20%	4 年毎	3 回	R11	1,600 円/2 ヶ月	746 百万円/5 年	1,363 百万円/5 年
4	10%	5 年毎	5 回	R23	800 円/2 ヶ月	321 百万円/5 年	618 百万円/5 年
5	15%	5 年毎	4 回	R18	1,200 円/2 ヶ月	462 百万円/5 年	937 百万円/5 年
6	20%	5 年毎	3 回	R13	1,600 円/2 ヶ月	622 百万円/5 年	1,236 百万円/5 年

※1: 目標である対現行比 50%までに要する改定回数

※2: 目標である対現行比 50%に達成する年度

※3: 56 m³/2 ヶ月と想定した金額。消費税を含まない

表 6 に示すように、早期に料金を大幅に上げることにより一般会計繰入金を減少させ市財政への効果は大きくなるものの、その分住民負担は大きくなります。このトレードオフに対する明確な基準は無く、また、下水道事業における料金賦課は各地方自治体の条例で定めるべき事項であることから、上げ幅や改定頻度については、各地方自治体が独自の判断でその時々的情勢等を反映しつつ決定することとなります。

値上げ幅を小さくすれば住民負担は小さくなる一方、値上げの効果が発現するか疑問であり、改定も長期になることが考えられます。一方値上げ幅を大きくすれば市の財政面においては大きな効果が期待できますが、住民負担は大きくなり生活を脅かす要因ともなります。

また、今後も定期的な時期に改定の必要があり、上げ幅を上方修正することも考えられます。

これらをふまえ、今回の使用料の上げ幅は 15%程度にとどめ、また、改定頻度については、5 年毎とすることが妥当であると考えます。

令和元年度 市町村・組合下水道使用料比較表(単独公共下水道)

2ヶ月あたり、消費税を除く(R2.1.31現在)

20㎡あたり		56㎡あたり			
1	鉾田市	4,400円	1 つくばみらい市	10,660円	
2	北茨城市	3,400円	2 北茨城市	10,040円	
3	結城市	3,000円	3 結城市	8,920円	
3	常総市	3,000円	4 日立・高萩広域下水道組合	8,852円	
3	常陸太田市(金砂郷・水府地区)	3,000円	5 筑西市	8,800円	
3	美浦村	3,000円	6 鉾田市	8,720円	
3	稲敷市(江戸崎、桜川、東地区)	3,000円	7 常総市	8,560円	
8	日立・高萩広域下水道組合	2,900円	7 常陸太田市(金砂郷・水府地区)	8,560円	
9	坂東市	2,818円	7 美浦村	8,560円	
10	笠間市	2,800円	10 古河市	8,360円	
11	筑西市	2,720円	11 水戸市	8,092円	
茨城県平均		2,691円	茨城県平均		8,086円
12	古河市	2,600円	12 坂東市	8,018円	
12	城里町	2,600円	13 笠間市	8,000円	
12	五霞町	2,600円	14 城里町	7,800円	
12	行方市(玉造地区)	2,600円	14 五霞町	7,800円	
16	つくばみらい市	2,500円	16 神栖市	7,690円	
17	神栖市	2,400円	17 稲敷市(江戸崎、桜川、東地区)	7,680円	
17	日立市	2,400円	18 行方市(玉造地区)	7,640円	
17	鹿嶋市	2,400円	19 取手地方広域下水道組合(つくばみらい市)	7,620円	
17	茨城町	2,400円	20 日立市	7,548円	
17	ひたちなか市	2,400円	21 鹿嶋市	7,420円	
22	水戸市	2,336円	22 茨城町	7,400円	
23	取手地方広域下水道組合(つくばみらい市)	2,300円	23 ひたちなか市	7,240円	
24	かすみがうら市	2,200円	24 守谷市	6,900円	
24	取手地方広域下水道組合(取手市)	2,200円	25 かすみがうら市	6,680円	
26	守谷市	1,986円	25 取手地方広域下水道組合(取手市)	6,680円	

※ 下水道使用料の請求が1ヶ月単位の団体は、1ヶ月あたり10㎡使用した月が2回あったものとして計算しています。

【参考】令和元年度 市町村・組合下水道使用料比較表(流域公共下水道)

2ヶ月あたり, 消費税を除く(R2.1.31現在)

20㎡あたり		56㎡あたり	
1 利根町	4,800円	1 ひたちなか・東海広域事務組合	11,920円
2 ひたちなか・東海広域事務組合	4,000円	2 桜川市	10,080円
3 桜川市	3,600円	3 行方市(麻生地区)	9,320円
4 潮来市	3,200円	4 潮来市	8,960円
4 行方市(麻生地区)	3,200円	5 筑西市	8,800円
6 つくば市	3,100円	6 常総市	8,560円
7 常総市	3,000円	6 境町	8,560円
8 坂東市	2,818円	8 古河市	8,360円
9 下妻市	2,800円	9 小美玉市	8,320円
9 常陸大宮市	2,800円	10 下妻市	8,200円
9 那珂市	2,800円	10 八千代町	8,200円
9 八千代町	2,800円	12 水戸市	8,092円
9 境町	2,800円	13 坂東市	8,018円
茨城県平均	2,757円	14 常陸大宮市	8,000円
14 筑西市	2,720円	14 那珂市	8,000円
15 古河市	2,600円	16 つくば市	7,940円
15 稲敷市(新利根地区)	2,600円	茨城県平均	7,896円
15 小美玉市	2,600円	17 城里町	7,800円
15 城里町	2,600円	18 日立市	7,548円
15 阿見町	2,600円	19 河内町	7,440円
15 河内町	2,600円	20 稲敷市(新利根地区)	7,280円
21 日立市	2,400円	21 土浦市	7,240円
21 土浦市	2,400円	21 石岡市	7,240円
21 石岡市	2,400円	21 ひたちなか市	7,240円
21 常陸太田市(常陸太田地区)	2,400円	21 大洗町	7,240円
21 ひたちなか市	2,400円	25 阿見町	7,080円
21 大洗町	2,400円	26 常陸太田市(常陸太田地区)	6,880円
27 水戸市	2,336円	26 東海村	6,880円
28 龍ヶ崎市	2,286円	28 利根町	6,720円
29 かすみがうら市	2,200円	29 かすみがうら市	6,680円
29 東海村	2,200円	30 龍ヶ崎市	6,570円
31 牛久市	2,000円	31 牛久市	5,600円

※ 下水道使用料の請求が1ヶ月単位の団体は、1ヶ月あたり10㎡使用した月が2回あったものとして計算しています。

令和元年度 市町村・組合下水道使用料比較表

2ヶ月あたり、消費税を除く(R2.1.31現在)					
20㎡あたり		56㎡あたり			
1	利根町	4,800円	1 ひとちなか・東海広域事務組合	11,920円	
2	鉾田市	4,400円	2 つくばみらい市	10,660円	
3	ひとちなか・東海広域事務組合	4,000円	3 桜川市	10,080円	
4	桜川市	3,600円	4 北茨城市	10,040円	
5	北茨城市	3,400円	5 行方市(麻生地区)	9,320円	
6	潮来市	3,200円	6 潮来市	8,960円	
6	行方市(麻生地区)	3,200円	7 結城市	8,920円	
8	つくば市	3,100円	8 日立・高萩広域下水道組合	8,852円	
9	結城市	3,000円	9 筑西市	8,800円	
9	常総市	3,000円	10 鉾田市	8,720円	
9	常陸太田市(金砂郷・水府地区)	3,000円	11 常総市	8,560円	
9	稲敷市(江戸崎、桜川、東地区)	3,000円	11 常陸太田市(金砂郷・水府地区)	8,560円	
9	美浦村	3,000円	11 美浦村	8,560円	
14	日立・高萩広域下水道組合	2,900円	11 境町	8,560円	
15	坂東市	2,818円	15 古河市	8,360円	
16	下妻市	2,800円	16 小美玉市	8,320円	
16	笠間市	2,800円	17 下妻市	8,200円	
16	常陸大宮市	2,800円	17 八千代町	8,200円	
16	那珂市	2,800円	19 水戸市	8,092円	
16	八千代町	2,800円	20 坂東市	8,018円	
16	境町	2,800円	21 笠間市	8,000円	
茨城県平均:		2,757円	21 常陸大宮市	8,000円	
22	筑西市	2,720円	21 那珂市	8,000円	
23	古河市	2,600円	茨城県平均:		7,998円
23	稲敷市(新利根地区)	2,600円	24 つくば市	7,940円	
23	行方市(玉造地区)	2,600円	25 城里町	7,800円	
23	小美玉市	2,600円	25 五霞町	7,800円	
23	城里町	2,600円	27 神栖市	7,690円	
23	阿見町	2,600円	28 稲敷市(江戸崎、桜川、東地区)	7,680円	
23	河内町	2,600円	29 行方市(玉造地区)	7,640円	
23	五霞町	2,600円	30 取手地方広域下水道組合(つくばみらい市)	7,620円	
31	つくばみらい市	2,500円	31 日立市	7,548円	
32	日立市	2,400円	32 河内町	7,440円	
32	土浦市	2,400円	33 鹿嶋市	7,420円	
32	石岡市	2,400円	34 茨城町	7,400円	
32	常陸太田市(常陸太田地区)	2,400円	35 稲敷市(新利根地区)	7,280円	
32	ひとちなか市	2,400円	36 土浦市	7,240円	
32	鹿嶋市	2,400円	36 石岡市	7,240円	
32	神栖市	2,400円	36 ひとちなか市	7,240円	
32	茨城町	2,400円	36 大洗町	7,240円	
32	大洗町	2,400円	40 阿見町	7,080円	
41	水戸市	2,336円	41 守谷市	6,900円	
42	取手地方広域下水道組合(つくばみらい市)	2,300円	42 常陸太田市(常陸太田地区)	6,880円	
43	龍ヶ崎市	2,286円	42 東海村	6,880円	
44	かすみがうら市	2,200円	44 利根町	6,720円	
44	東海村	2,200円	45 かすみがうら市	6,680円	
44	取手地方広域下水道組合(取手市)	2,200円	45 取手地方広域下水道組合(取手市)	6,680円	
47	牛久市	2,000円	47 龍ヶ崎市	6,570円	
48	守谷市	1,986円	48 牛久市	5,600円	

※ 下水道使用料の請求が1ヶ月単位の団体は、1ヶ月あたり10㎡使用した月が2回あったものとして計算しています。